

第246回 大阪海区漁業調整委員会 次 第

- 1 日 時 令和5年2月15日（水）
 午後3時00分から

- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階
 海区委員会室

- 3 議 題
 - (1) 漁業許可の公示について
 - (2) くろまぐろに関する令和5管理年度における
知事管理漁獲可能量について
 - (3) 海区漁場計画(案)に係る公聴会の開催について
 - (4) その他

海区委員会資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和5年2月6日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
刺網漁業	1隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
潜水器漁業	—	—	1人	—	第1種共同漁業権区域内	周年(以下の期間を除く) ナマコ:6~8月 アワビ:10~12月 サザエ:6~7月 ムラサキウニ:7~8月 パフンウニ:1~3月 カキ:5~6月	操業区域の漁業権者の同意を得た者

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業 : 公示日から1か月間

刺網漁業以外: 公示日から2か月間

(案)

令和5年 月 日公表

くろまぐろに関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間）における知事管理漁獲可能量は次のとおりとする。

1 大阪府に配分された漁獲可能量

くろまぐろ（小型魚） : 0.1トン

くろまぐろ（大型魚） : 1.0トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大阪府くろまぐろ（小型魚）漁業	0.1トン
大阪府くろまぐろ（大型魚）漁業	1.0トン

大阪海区漁業調整委員会 公聴会の開催について（案）

日 時 令和5年3月23日（木）15時00分から15時30分

場 所 大阪府庁咲洲庁舎23階 海区委員会室

内 容 「海区漁場計画（案）」について